

施 工 条 件 の 明 示

工事番号 用九改9第1号

工 事 名 長柄取水場（Ⅰ）遠方監視制御設備更新工事

工事場所 千葉県市原市古都辺591番地3

長柄取水場（Ⅰ）

千葉県長生郡長柄町山之郷483番地27

長柄浄水場（Ⅱ）

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	1. 入退場の時間については、平日の日中（8：30～17：00）とし、土・日曜日及び祝日並びに年末年始の休日期間中は、原則作業は行わないものとする。工程上やむを得ない場合は、管理者である長柄浄水場と協議のうえ、承認を得られれば、その都度作業日を設けることとする。 2. 別途発注工事と競合した場合は、工程調整等の協議を十分に行い工期内完成に努めること。
用 地 関 係	1. 現場事務所や仮設トイレの設置が必要とする場合は、事前に設置場所、期間等を明記した書類を提出し、庁舎管理者の許可を得なければならない。 2. 周辺管理道路の機能を損なうことなく、最小限のスペースで資材及び作業管理を行うこと。
公 害 対 策 関 係	1. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等を監督職員に提出すること。
安 全 対 策 関 係	1. 安全管理に関する特記仕様書を遵守すること。 2. 水道工事標準仕様書、並びに関係法令を遵守し施工すること。 3. 隣接の可動施設に影響を及ぼすことなく積極的に安全衛生管理に努めること。 4. 電気取扱い作業マニュアルを遵守し、電気の性質、危険性を十分認識し、事故を未然に防止するための安全対策に努めること。
建 設 副 産 物 関 係	1. 別添「建設副産物に関する特記仕様書」に基づき、処分業者に委託処理すること。また、関係法令を遵守すること。
仮 設 備 関 係	1. 仮設電力は原則、受注者にて発電機を設置し使用すること。工事に係る用水については、当局の施設に支障のない範囲で支給する。
工 事 支 障 物 件 関 係	1. 工事に先立ち現地調査を行い、工事支障物件等の有無を確認するとともに、支障物件等が発見された場合には、監督職員に報告し指示に従うこと。
そ の 他	1. 作業に従事する全ての関係者に、水道法第21条で規定されている健康診断（1年毎の細菌検査）を実施し、結果を監督職員に報告すること。なお、保菌者は水道施設内での業務に関わることはできない。 2. 苦情が発生した場合は誠意をもって対応するとともに、監督職員に遅滞なく報告すること。 3. その他必要な事項については、監督職員と協議すること。